

大規模災害時における被災者の生活衛生環境の確保に
向けた支援に関する協定書

令和8年9月15日

鈴 鹿 市

三重県理容生活衛生同業組合鈴鹿支部

三重県美容業生活衛生同業組合

神戸支部・白子支部・鈴鹿北部支部

大規模災害時における被災者の生活衛生環境の確保に
向けた支援に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と三重県理容生活衛生同業組合鈴鹿支部及び三重県美容業生活衛生同業組合神戸支部・白子支部・鈴鹿北部支部（以下「理美容生衛組合鈴鹿地区支部」という。）は、大規模災害時における被災者の生活衛生環境の確保に向けた支援に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鈴鹿市内（以下「市内」という。）に大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、被災者の生活衛生環境の確保を図るため、市からの要請に基づき、理美容生衛組合鈴鹿地区支部が行う支援協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする大規模災害）

第2条 本協定の対象とする大規模災害とは、次の各号に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）前2号に準じる大規模な災害及び政府が激甚災害に指定した災害

（支援協力の内容）

第3条 理美容生衛組合鈴鹿地区支部は、大規模災害時において、市からの要請に基づき、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- （1）洗髪、整髪等の被災者の衛生状態の確保に関する業務
- （2）その他、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部が本協定による協力として行うことを適当と認めた業務

（支援協力要請の手続）

第4条 市は、必要があると認めるときは、理美容生衛組合鈴鹿地区支部に対し、前条各号に規定する協力を要請するものとする。

- 2 市は、前条各号の規定による要請をするときは、協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、早急に協力を要請する必要があると認めるときは、口頭その他伝達可能な手段により行い、事後速やかに協力要請書を送付するものとする。

(支援協力の実施等)

第5条 理美容生衛組合鈴鹿地区支部は、前条第1項の要請を受けたときは、可能な範囲において、支援協力を実施するものとする。

2 理美容生衛組合鈴鹿地区支部は、前項の規定による支援協力を完了したときは、速やかに実施報告書(様式第2号)により、その内容を市に報告するものとする。

(支援協力の条件等)

第6条 市から要請する支援協力は、原則として、大規模災害時に限定し、理美容生衛組合鈴鹿地区支部の組合員の店舗等において実施する。ただし、店舗等での実施が困難な場合は、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部が協議の上、実施可能な場所を選定する。

(費用負担)

第7条 第3条各号に規定する支援協力に要した費用は、災害救助法の適用範囲において市が負担し、同法の適用範囲外の経費については、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部が協議の上、決定する。

(損害負担)

第8条 本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、その他の場合は、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部が協議の上、双方の負担を決定するものとする。

(協力体制の構築)

第9条 本協定の運用を円滑に行うため、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部は、互いに担当者の連絡先を報告し、連絡体制の構築に努めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部は双方が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加を求めることができるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、市又は理美容生衛組合鈴鹿地区支部から何らかの書面(電子媒体によるものを含む。)による申出がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、それ以降もまた同様とする。

(秘密の保持)

第 11 条 市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部は、本協定に基づく支援協力に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、その効力を有するものとする。

(協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義の生じた事項については、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 5 通を作成し、市及び理美容生衛組合鈴鹿地区支部がそれぞれ記名押印の上、各々が 1 通を保有する。

令和 8 年 9 月 15 日

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国府町 2095 番地の 1
三重県理容生活衛生同業組合鈴鹿支部
支部長 藤本 尚生

鈴鹿市地子町 269 番地
三重県美容業生活衛生同業組合神戸支部
支部長 大谷 亘

鈴鹿市野町西三丁目 8 番 3 号
三重県美容業生活衛生同業組合白子支部
支部長 三島 貴志

鈴鹿市平野町 564 番地 エスポワール B 号室
三重県美容業生活衛生同業組合鈴鹿北部支部
支部長 市川 貴教

様式第 1 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

協 力 要 請 書

（宛先）
三重県理容生活衛生同業組合
鈴鹿支部《代表者役職 氏名》 様

三重県美容業生活衛生同業組合
鈴鹿北部支部《代表者役職 氏名》 様
神戸支部《代表者役職 氏名》 様
白子支部《代表者役職 氏名》 様

鈴鹿市長

大規模災害時における被災者の生活衛生環境の確保に向けた支援に関する協
定書第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要請する。

記

要請内容	
実施場所	
実施対象者数	
実施期間	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで
要請担当者 氏名・電話	所属 氏名 電話番号
電話・FAX 等 要 請 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分
備 考	

実 施 報 告 書

（宛先） 鈴鹿市長

《 報告者名 》 _____

下記のとおり実施しましたので、大規模災害時における被災者の生活衛生環境の確保に向けた支援に関する協定書第 5 条第 2 項の規定に基づき、報告します。

記

実施内容	
実施場所	
実施者数	
実施期間	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで
報告担当者 氏名・電話	団体名 職名 氏名 電話番号
備 考	

